

○青山総務課長 定刻になりましたので、ただいまから会議を始めたいと存じます。

本日は、嶋田委員長が御欠席でございます。委員長代理に係る委員会決定の規定に基づきまして、熊澤委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いしたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○熊澤委員長代理 それでは、ただいまから、第111回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は3つです。

議題1「『個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理』に関する意見募集の結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議題1について、資料1に基づき御説明申し上げます。

第103回委員会において、パブリックコメントに付すことを御了承いただきました「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」につきましては、本年4月25日木曜日から5月27日月曜日まで、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、本意見募集に対して、137の団体・事業者または個人から、延べ525件の御意見が寄せられました。

まず、意見提出者である合計137者の内訳としましては、各種団体・事業者から54者、匿名を含む個人として83者となっております。団体・事業者の54者については、経済団体・事業者等が48者で、法律事務所等が6者でした。

次に、提出意見数525件のうち、特に意見の件数が多かったものを分類ごとに挙げますと、利用停止等が65件、オプトアウト・名簿屋が43件、漏えい報告が35件、ターゲティング広告が36件でございました。

なお、提出意見525件の分類に当たっては、中間整理の構成に沿って行っております。

個々の御意見としては、別紙を御覧ください。

別紙は、寄せられた御意見を項目ごとに分類して並べたものでございます。各項目について、様々な観点から御意見を頂戴したところでございます。

こうした御意見は、今後、3年ごと見直しの検討を進める際の参考としたいと考えております。

説明は以上でございます。

御了承いただけましたら、本委員会ホームページや電子政府の総合窓口を通じて、意見募集の結果を公表することとさせていただきたいと存じます。

何とぞ、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いします。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員 どうもありがとうございました。

525件ものパブリックコメントをいただけたということは、非常に興味を持っていただい

ているということと考えたいと思います。

また、これを整理された御苦勞は大変なものだったと考えております。

パブリックコメントの中身を拝見させていただきますと、中間整理で掲げた全体の方向性について、賛同する御意見が多かったのではないかと考えておりますが、各論になりますと、大きな方向性自体について、多様な御意見が見受けられるように思っております。

特に意見が分かれた論点につきましては、今後、多面的に検討を行っていくことが必要ではないかと考えております。

以上であります。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

他にございますか。

宮井委員、お願いします。

○宮井委員 御報告ありがとうございます。

今、加藤委員の御発言にもありましたように、それぞれの御立場によって様々な意見が出ているなと思います。まさに保護と利活用のバランスをとることの難しさが凝縮されているようにも思いました。

今回、また一方で、中間整理で必ずしも指摘していなかった論点についても、様々御提示いただいておりますので、今回の検討で御提示内容を全て検討対象とするのは難しいかもしれないのですが、必要な検討項目については、今後も取り入れていくことが重要ではないかと思っております。

以上でございます。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

他にございますか。よろしいですか。

それでは、私からも一言述べさせていただきます。

今回、多くの貴重な御意見をいただきました。御意見を寄せていただいた皆様に、まずは感謝を申し上げたいと思います。

今回いただいた御意見やステークホルダーからの多様な意見を踏まえながら、既に6月7日のIT総合戦略本部の「デジタル時代の新たなIT政策大綱」でもお示ししており、この見直しを踏まえた個人情報保護法の改正案について、来年早期の国会提出を目指すこととしており、それに向けて検討作業を加速させていきたいと考えます。

それでは、ほかに御意見もないようですので、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集の結果について、本委員会の配付資料としてホームページに掲載するほか、電子政府の総合窓口（e-Gov）により、公示を実施することとします。

事務局において、意見募集の結果の公示手続を進めてください。

次に、議題2「中小規模事業者における安全管理措置を推進させるための取組みについて」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題2について御説明をいたします。

まず、これまで当委員会として、中小規模事業者向けに、資料2ページに記載しております資料の公表等を行ってまいりましたが、より実務に即した情報提供をすべく、3つの取組を実施しましたので、以下、御説明いたします。

まず、1点目、安全管理措置実態調査（オンサイトヒアリング）についてです。

調査の概要ですが、当委員会の今後の取組や他事業者の参考となる取組（グッドプラクティス）を収集する目的で、強固な安全管理措置を実施していると思料される企業に訪問の上、取り扱う個人情報の内容や具体的な安全管理措置についてヒアリングをしてまいりました。

以下、調査で収集した主なグッドプラクティスについて、いくつか御紹介いたします。

まず、個人情報の取扱いに関する考え方として、防災、食中毒に加えプライバシーの漏えいについても会社の3大リスクとして位置づけている企業がございました。

次のページですが、組織的安全管理措置として、個人情報の取得や廃棄までの流れと、各プロセスで想定されるリスクを列挙した「業務フロー全体図」を作成している例、また、人的安全管理措置として、担当業務ごとに個人情報の取扱いに関して注意すべき点が異なることから、業務ごとに個人情報の取扱いに関する研修内容を変えて実施している例もありました。物理的安全管理措置として、不要な個人情報を持たないという管理を徹底している例や、技術的安全管理措置として、本人確認の際の二重認証の目的で、外国人にわかりづらいカタカナ入力を求めることで、コスト面に配慮したなりすまし防止策を講じる例、委託先の管理として、委託契約締結後も継続的にセキュリティ基準を満たすかチェックを行うという例がございました。

次に、中小規模事業者の安全管理措置に関するアンケート調査の報告結果について御報告します。

調査の概要としまして、中小規模事業者の個人データの安全管理措置の実態を把握し、今後の検討に役立てるとともに、事業者の個人情報保護に対する意識の向上などにつなげることを目的としています。

調査対象は、国内に本社を置く従業員100人以下の事業者3万先、これは日本標準産業分類を参考に18業種から無作為に抽出しております。

回答率は16%、回答数は4,803件となっております。

なお、このアンケート調査の結果は、近日中にホームページに公表する予定としております。

以下に、調査結果の一部を御説明します。

このページの「(2) 安全管理措置に関する取組」をご覧ください。個人情報の安全管理に関する措置に要したコストとしまして、56%の事業者が10万円以下、80%の事業者が100万円以下のコストしかかけられていないという実態がわかりました。

「(3) 情報漏えい等」をご覧ください。個人情報の漏えい等があった場合の対応手順

の規程・マニュアルを整備している事業者は約15%、個人情報保護委員会等への漏えい報告について知っている事業者は約35%との実態がわかりました。これらについては、継続して研修会などを通して推進していくことが必要と思われます。

その下の(4)の①につきましては、外部業者への委託状況についての調査となります。説明は割愛させていただきます。

次のページの②は、個人情報を取り扱うウェブサイトの保守・運營業務委託状況についての調査になります。

一番下の「外部委託におけるセキュリティの状況」をご覧ください。約75%の事業者が、「プロの業者なので、セキュリティ対策についても適切に取り扱われていると認識しており、委託先業者に任せている」と回答しております。これに関する問題については、後のページで御報告します。

③につきましては、個人情報を取り扱うウェブサイトの保守・運営を受託している状況についての調査になります。

下の(5)をご覧ください。個人情報の取扱いについて、33%の事業者が「何をしてもいかわからない」と回答しております。また、個人情報保護委員会に対して、資料の充実、説明会、研修会の実施などを望む意見が出ております。いずれもこれまで実施してきておりますが、継続してこれらの活動を進めていく必要があると思われます。

続いて、個人データの漏えい等事案を受けた対応についてですが、特にECサイトを運営している事業者に対して、不正アクセスによる情報漏えい事例を踏まえた注意喚起を「WARNING」という資料にまとめて、委員会ホームページに掲載しております。今回、中小規模事業者において、委託契約にセキュリティ対策が含まれていなかった事案があり、「WARNING」に事例として追加して、改版する予定にしております。

こちらがその事案の追加予定のページとなります。事例としましては、情報システムに詳しい社員がいない事業者が、構築・運用保守をシステム業者に委託してECサイトを立ち上げたのですが、稼働から数年後、決済代行業者よりお客様のカード情報が漏えいしているとの連絡があり、調査した結果、不正アクセスを受けていたことが判明。事業者は保守作業にセキュリティ対策も含まれているとっていたのですが、保守契約書を確認したところ記載がなかった、というものになります。

最後に、今後の取組について御説明します。

ここまで御説明しましたオンサイトヒアリングのグッドプラクティス事例、アンケート調査で判明した中小企業の実態や委員会への要望、注意喚起が必要な漏えい事例をインプットとしまして、各種資料の充実と、新たな研修会の実施に取り組んでいきたいと考えています。

1つ目の「各種資料の充実」につきましては、注意喚起などのコンテンツをより充実させる、また、ハンドブックや「～シンプルレッスン～」などの既存の資料の内容を軸として、より具体的な注意点や参考事例を盛り込み、利用しやすい中小規模事業者向け資料を

作成していきたいと考えております。

2つ目の「新たな研修会の実施」につきましては、これまでも数多くの研修会を実施してきておりますが、これらの既存の研修に加えて、関係省庁や日本商工会議所などの関係団体とも連携し、中小規模事業者における安全管理措置を推進させるための新たな研修などを企画していきたいと考えております。

資料の説明は以上になります。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いします。

大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 これまでも、中小規模事業者の個人情報に関する取扱いの問題などについては非常に課題が多いということについては、委員会の中でもその認識は共有されていたと思うのですが、今回特にオンサイトのヒアリングですとか、かなり大規模なアンケート調査を、特に安全管理措置にフォーカスを絞って実施されたということで、このデータやいろいろなグッドプラクティスの発見自体が非常に貴重な取組ではないかと思っています。

例えば、漏えい措置に対して対応マニュアルが15%程度しか整備されていない等、中小企業そのものの詳細な実態が見えてきて、それに対してどのように対応していけばいいのかということも、先が見えてきているのではないかと思います。

特に今回アンケートの中でも明らかになっているのですが、資料の充実、研修というところに一番ニーズが高かったわけですので、そういったところを中心に、更に継続していく。それから資料の提示の仕方などについても、できるだけ中小規模事業者にわかりやすい提示の仕方や工夫を更に継続していただければと思います。

もちろん中小規模事業者の数は膨大ですし、非常に高度な取組をしているところから、なかなか対応が追いついていないところまで幅広いので、こういう資料の充実や研修等をして何か一気に成果が上がってくるということではないかもしれませんが、地道な息の長い継続的な取組が必要かと思っておりますので、その点については、引き続き、よろしくお願いいたします。

以上です。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

小川委員、お願いします。

○小川委員 御説明ありがとうございました。

資料の7ページに、個人情報を取り扱うウェブサイトの保守・運營業務委託状況があるのですが、これはECサイトも含まれていると思うのですが、ウェブサイトのセキュリティ対策を外部の委託先に任せきりにしている業者が約70%もいるということは意外でありました。

こういう問題点がアンケート調査で判明したわけなので、その実態を踏まえまして、資料の中では10ページに記載の「WARNING」の事例8にもありましたが、そういった注意喚起を委託や受託に関連する業者あるいは業界に行く必要があるのではないかと思います。

よろしくをお願いします。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

他にございませんか。よろしいですか。

今回の調査の結果を踏まえ、今後、更に中小規模事業者の安全管理措置の推進に注力していくこととしたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、次からの議題は、検査関係者以外は退席願います。

○熊澤委員長代理 次に、議題3「監視監督について」、事務局から説明をお願いします。

(内容については非公表)

○熊澤委員長代理 それでは、検査結果を原案どおり決定します。

事務局において、通知書の交付及び報告徴収の手続を進めていただきます。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊澤委員長代理 それでは、そのように取り扱います。

本日の会議は閉会といたします。事務局から今後の予定を説明願います。

○青山総務課長 次回の委員会でございますが、7月26日金曜日の10時30分から行う予定でございます。

また、本日の資料につきましては、ただいまの御決定どおりに取扱います。

本日は、誠にありがとうございました。